

区内で創業する方を応援します



ともに、生きる。
江戸川区

江戸川区創業促進助成金



助成金の概要

対象者

令和4年10月1日時点で創業後1年未満
または6か月以内に創業する方

助成金額

6か月ごとに30万円まで(対象経費の1/2)

対象期間

令和4年10月1日～令和5年3月31日

6か月ごとに交付継続審査の上、最大2年間(令和6年9月30日まで)助成

対象経費

事務所等賃料、事務所等の開設に伴う外装内装工事費、
ホームページ作成費、事務所通信費、機材設置・賃借料等

詳細は裏面をご覧ください

交付の流れ

1 一次審査(書類審査) ▶▶ 8月上旬

2 二次審査(面接審査) ▶▶ 8月中旬

3 対象者決定 ▶▶ 9月上旬

4 助成金の交付 ▶▶ 実績報告後に交付
(6か月ごと)

申請受付 令和4年7月15日(金) 午後5時まで

江戸川区創業促進助成金

検索



申請書類等は、区ホームページからダウンロードまたは下記窓口にて配布しています。

お問い合わせ
相談・受付窓口

江戸川区産業経済部産業経済課計画係(江戸川区役所西棟1階2番窓口)
電話: 03(5662)9014 FAX: 03(5662)0812

江戸川区創業促進助成金

対象者	<p>(1) 次に掲げる要件の全てを備える必要があります。</p> <p>令和4年10月1日より創業後1年未満、もしくは6か月以内に創業する予定の者。中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）である者、もしくは中小企業者として創業する予定である者。</p> <p>区内に本社（個人事業者にあつては住所及び主たる事業所）を有すること、もしくはその予定であること。</p> <p>住民税を滞納していないこと。</p> <p>許認可を要する業種である場合は、当該許認可を受けて事業を開始すること。</p> <p>(2) 次に該当する場合は対象外とします。</p> <p>暴力団（江戸川区暴力団排除条例（平成24年条例第37号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）である場合。</p> <p>助成対象者の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が暴力団員等（条例第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）である場合。</p> <p>大企業（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の者をいう。）が実質的に経営に参画し事業を営む場合。</p> <p>チェーン店またはフランチャイズ店として事業を営む場合。</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する事業を営む場合。</p> <p>江戸川区が運営する創業支援施設に入居した実績がある場合。</p> <p>国、東京都（公益財団法人東京都中小企業振興公社を含む。）又は江戸川区における他の助成等を利用する場合（新型コロナウイルス感染症に関連する助成は除く）。</p> <p>その他区長が不適当と認める事業を営む場合。</p>	
助成金額	助成率：2分の1 助成限度額：6か月ごとに30万円まで	
対象期間	<p>令和4年10月1日(土) ~ 令和5年3月31日(金)</p> <p>6か月ごとに、実績報告に基づき交付します。 (令和5年3月に実績報告書提出後、令和5年3月~4月に助成金交付予定。)</p> <p>6か月ごとに交付継続審査の上、最大2年間（令和6年9月30日まで）助成します。</p>	
対象経費	事務所等賃料	以下の要件（ ）を全て満たす、事務所等の賃料（敷金、礼金、保証金、更新料、共益費、消費税等を除く）
	その他の経費	助成対象者が事業のために継続して使用する事務所等であること。 助成対象者自らが賃貸借契約を締結したもの又は当該契約を締結する予定のものであること。 事務所等は、住居と兼用しないものであり、かつ本人又は3親等以内の親族が所有する不動産等を借り入れたものでないこと。

区ホームページより、募集要項、申請書類等をご確認ください。